

# 鎌ヶ谷市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（19年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	105,334	25,867,107	1,038,593	6,941,336	26.8	29.0

※人件費は、給料、各種手当、共済費などの合計です。特別職等(市長、副市長、教育長、市議会議員、委員会の委員など)に支払われる給料、報酬なども含まれます。  
 ※実質収支は、歳入額から歳出額を差し引いた額です。ただし、繰越金など翌年度の収支が決まっているものがある場合は、その額も差し引きます。  
 ※住民基本台帳人口は、20年3月31日現在です。  
 ※人件費率は、県内36市中低い方から25位です。

### (2) 職員給与費の状況（19年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	671	29億5,915万7千円	8億1,540万8千円	13億642万8千円	50億8,099万3千円	757万2千円

※職員手当には、退職手当を含みません。

### (3) 特記事項

#### 人件費削減措置

	削減措置	実施期間	内 容
一般職	管理職手当の削減	平成14年7月から平成19年9月まで	支給額の15%を削減
		平成19年10月から平成22年3月まで	部長相当職 減額率を25%に拡大 次長課長職 減額率を20%に拡大
	期末・勤勉手当の削減	平成20年4月から平成22年3月まで	部長、次長相当職は支給額の約6.5%、 課長相当職は約4.6%、一般職員は約 2.0~2.4%を削減
	給料月額額の削減	平成20年4月から平成20年6月まで	管理職2%、一般職員1%の削減 平成20年4月の昇給を7月に延伸し、昇 給幅を半減
	地域手当の削減	平成20年4月から	1%削減
特別職	給料月額額の削減	平成19年10月から平成22年3月まで	市長・副市長は10%、教育長は5%を削減
	期末手当の削減	平成20年4月から平成22年3月まで	支給額の約6.5%を削減
	調整手当の廃止	平成17年4月から	調整手当(地域手当)を廃止

※調整手当は平成18年4月より地域手当に変更されました。

[その他]

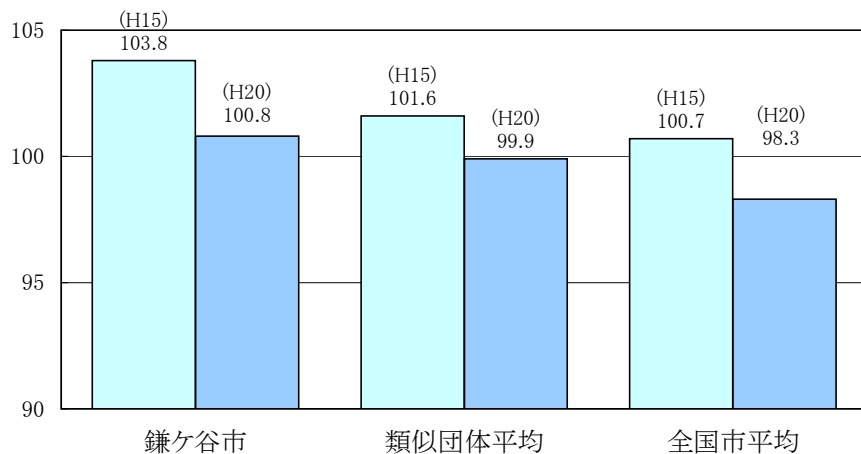
・特殊勤務手当の見直し

平成19年4月から25種類ありました手当を11種類に、更に平成20年4月から9種類に減らしました。

・日当の廃止

国内出張旅費における日当は、市長、副市長、教育長及び職員については平成17年4月から、特別職で非常勤のものは平成20年1月から廃止しました。

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 ※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鎌ケ谷市	46.5 歳	374,500 円	478,956 円	440,999 円
国	41.1 歳	325,113 円	— 円	387,506 円
類似団体	44.3 歳	353,717 円	447,314 円	412,049 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
鎌ケ谷市	52.8 歳	30 人	362,300 円	431,520 円	407,560 円	—	—	—	—
うち作業	54.7 歳	9 人	372,500 円	432,811 円	424,067 円	廃棄物処理 業従業員	43.6 歳	299,700 円	1.44
うち用務	54.2 歳	6 人	363,700 円	406,967 円	404,767 円	用務員	53.9 歳	225,900 円	1.80
うち調理	52.1 歳	12 人	356,600 円	410,917 円	398,100 円	調理士	43.6 歳	270,500 円	1.52
うち運転	46.6 歳	3 人	351,600 円	559,067 円	401,367 円	自家用乗用 自動車運転者	46.8 歳	334,000 円	1.67
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	—	320,623 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
鎌ケ谷市	—	—	—
うち作業	6,594,700 円	4,170,000 円	1.58
うち用務	6,274,600 円	3,227,400 円	1.94
うち調理	6,093,300 円	3,726,800 円	1.63
うち運転	6,075,400 円	4,306,700 円	1.41

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成17年～19年の3ヶ年平均)を使用しています。調理士、自家用乗用自動車運転者は千葉県の実績、他の職種は全国の実績です。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種については、鎌ケ谷市は正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイトなどの非正規職員や派遣職員等を含んでおり、経験年数・平均年齢・業務内容・雇用形態等が、一致しないため、単純に比較することはできません。
- ※ 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

### (2) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区分		鎌ケ谷市	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	170,478 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高校卒	138,699 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	—

※ 市では、20年4月から6月まで給料を1%減額しています。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（20年4月1日現在）

区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	268,785 円	325,809 円	376,021 円
	高校卒	— 円	273,042 円	330,132 円
技能労務職	高校卒	— 円	254,826 円	294,921 円

※ 経験年数は、学校卒業後すぐに採用され引き続き勤務している場合、その採用後の年数をいい、採用前に民間企業勤務期間などのある場合は、その年数のうち一定期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいい、ます。

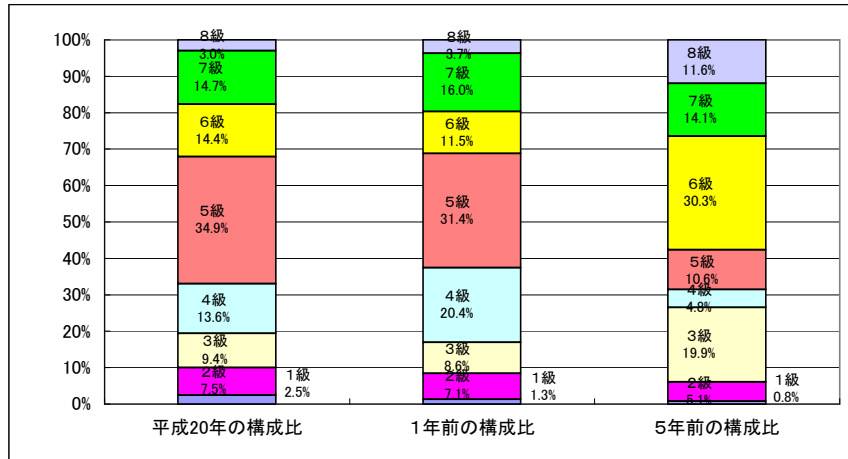
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補、技師補	9人	2.5%
2級	主事、技師	27人	7.5%
3級	主任主事	34人	9.4%
4級	主査補	49人	13.6%
5級	係長、主査	126人	34.9%
6級	課長補佐、副主幹	52人	14.4%
7級	次長、課長	53人	14.7%
8級	部長、参事	11人	3.0%

※鎌ヶ谷市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年4月1日に給与構造改革を実施しました。人により異なっていた昇給時期を年1回に統一しました。昇給の区分を上位、標準、下位の3段階に分け、勤務成績を昇給に反映させることにしました。昇給日前1年間、良好な勤務成績だった場合の4号給アップを基準としています。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

(19年度)

鎌ケ谷市				国			
1人当たり平均支給額				-			
2,064 千円							
(19年度支給割合)		(19年度支給割合)		(19年度支給割合)		(19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3 月分	1.5 月分	3 月分	1.5 月分	3 月分	1.5 月分	3 月分	1.5 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算5%~15%				(加算措置の状況)職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算5%~20%			

※( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### (2) 退職手当

(20年4月1日現在)

鎌ケ谷市				国			
(支給率)	自己都合	勤奨・定年		(支給率)	自己都合	勤奨・定年	
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置 定年前の早期退職措置2%~20%加算				その他の加算措置 定年前の早期退職措置2%~20%加算			
退職時特別昇給 なし				退職時特別昇給 なし			
1人当たり平均支給額 定年 27,268千円							
勤奨 25,685千円 自己都合 -							

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

##### (3) 地域手当

(19年度)

支給実績			334,692 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額			451,067 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
市内全域	10 %	742 人	2.5 %	

※支給率は、平成22年度の制度完成時には、市が8%、国が6%になります。

##### (4) 特殊勤務手当

(19年度決算)

支給実績		4,001 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		24,396 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		22.0 %	
手当の種類(手当数)		11種類※	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象となる業務	支給単価
ボイラー作業手当	給食センター職員	ボイラー作業	月額 3,000円
税務手当	課税課・収税課等職員	税の賦課及び徴収	月額 1,500円
災害応急作業手当		非常災害時における災害対策本部等の指示による災害対策業務	日額 1,000円
危険物取扱手当	消防職員	毒物、劇薬又は爆発物を取り扱う業務	日額 1,000円
社会福祉手当	社会福祉課職員等	査察指導及び現業の業務	月額 4,500円
行旅病人等取扱手当		(1) 行旅死亡人の取扱業務	1件 2,500円
		(2) 行旅病人の取扱業務	1件 1,000円
感染症作業手当		感染症患者の収容及び消毒業務	日額 1,000円
指導員手当	障がい福祉課職員	心身障がい児の機能訓練指導業務	月額 4,500円
建築主事手当	建築指導課職員	建築主事の業務	月額 5,000円
放射線取扱作業手当	健康管理課職員	診療放射線技師の業務	日額 200円
施設勤務手当	郷土資料館等職員	土曜日又は日曜日(祝日を含む)に勤務を要する職場に勤務する職員で規則で定めるもの	月額 3,000円
	保育園等職員	土曜日に勤務を要する職場に勤務する職員で規則で定めるもの	月額 1,500円

※平成19年4月1日から、手当数を25から11に減らしました。

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	243,937 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	382 千円
支給実績(18年度決算)	292,776 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	453 千円

## (6) その他の手当

(19年度決算)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外 1人6,500円 ○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同		92,384 千円	235,074 円
住居手当	○借家の場合、家賃12,000円を超える場合に限り27,000円を限度に支給 ○持家の場合、9,000円を支給	異	持家の場合 住宅取得後5年間のみ2,500円	66,791 千円	147,117 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合、定期券第(6ヶ月定期代)を全額 ○乗用車などを使用する場合、距離に応じて2,000円から33,390円を支給	異	乗用車などを使用する場合 距離に応じて 2,000円から 24,500円を支給	53,699 千円	114,253 円
管理職手当	○6級から8級の管理職に支給 職務の級等に応じて33,200円から63,450円を支給	異	○管理または監督の地位にある職員の官職のうち、規則で指定する官職を占める職員に支給	67,327 千円	653,660 円

## 5 特別職の報酬等の状況(20年4月1日現在)

区分	給料	月額	額等
市	市長	810,000 円	※19年10月から、市長及び副市長の給料を10%、教育長の給料を5%削減して支給しています。
	副市長	702,000 円	
	教育長	669,750 円	
報酬	議長	505,000 円	—
	副議長	455,000 円	
	議員	430,000 円	
期末手当	市長	(19年度支給割合)	
	副市長	4.4	月分
	教育長	(19年度支給割合)	
退職手当	議長	(19年度支給割合)	
	副議長	4.4	月分
	議員	(算定方式)	
退職手当	市長	給料月額×在職月数×35/100	(支給時期) 任期毎に支給
	副市長	給料月額×在職月数×25/100	任期毎に支給
	教育長	給料月額×在職月数×20/100	任期毎に支給

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

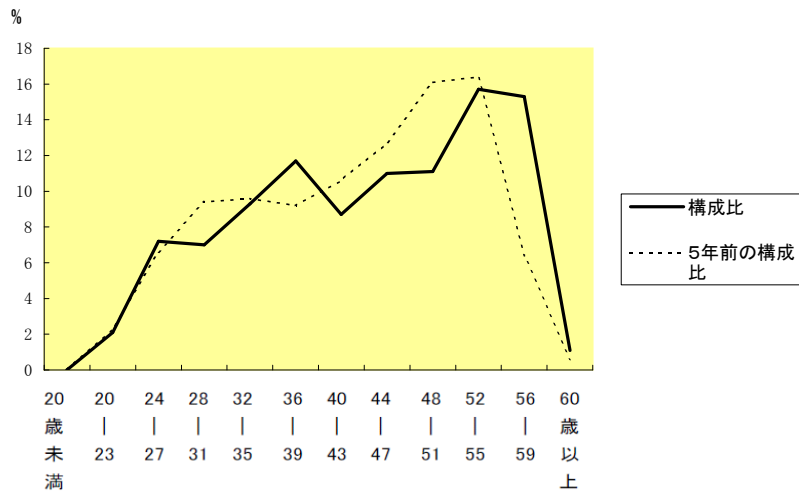
(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成19年	平成20年			
一 般 行 政 部 門	議会	8	7	-1	事務職の減
	総務	114	107	-7	組織の統合による減
	税務	39	37	-2	組織の統合による減
	民生	165	162	-3	組織の統合による減
	衛生	43	42	-1	事務の統廃合縮小
	労働	1	0	-1	事務の統廃合縮小
	農林	8	7	-1	事務の統廃合縮小
	商工	5	6	1	商工業務の充実
	土木	85	76	-9	組織の統合による減、労務職の減
小 計	468	444	-24		
特 別 部 門 行 政	教育	99	90	-9	組織の統廃合による減
	消防	138	138	0	
	小 計	237	228	-9	
公 営 企 業 等 の 部 門	病院				
	水道				
	交通				
	下水道	16	14	-2	組織の統合による減
	その他	20	27	7	後期高齢者医療事務の充実
	小 計	36	41	5	
合 計	741	713	-28		

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分をもつ休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員は除いています。

### (2) 年齢別職員構成の状況（20年4月1日現在）

※教育長を含みます



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	15	51	50	66	83	62	78	79	112	109	8	713

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
741 人	716 人	25 人	3.4 %

(参考) 第5次定員適正化計画

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成20年4月1日	平成22年3月31日	▲21人

② 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

部 門	区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	20～22年度計
		計画前年度	1年目	2年目	3年目	
一般行政	減 員	—	25			25
	増 員	—	1			1
	差 引	—	▲24			▲24
	職員数	468	444			—

※計画は8年度から実施され、現在、第5次計画(期間は20年～22年の3年間)です。

(参考)

部 門	区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	20～22年度計
		計画前年度	1年目	2年目	3年目	
特別行政	増 減	—	▲9			▲9
	職員数	237	228			—
公営企業 等 会 計	増 減	—	5			5
	職員数	36	41			—
計	増 減	—	▲4			▲4
	職員数	273	269			—

## 職員の服務等に関する状況

### 1 職員の勤務時間その他の勤務条件状況

#### (1) 勤務時間

(20年4月1日現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務の開始時間	勤務の終了時間	休憩時間	休息时间
40時間	8時間	8時30分	17時15分	12時00分から 12時45分まで	12時45分から13時00分まで 17時00分から17時15分まで

#### (2) 有給休暇

休暇の種類	内容	日数等
年次有給休暇	20日を限度に翌年に繰り越すことができます	1暦年につき20日付与
療養休暇	負傷または疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	90日以内
特別休暇	規則で定める特別の理由により、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇	主な特別休暇と承認される日数等は次の表のとおりです

#### 特別休暇の日数等

目的	日数等
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
証人・鑑定人・参考人等として、国会、裁判所等に出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄移植のためのドナー登録又は提供に伴う検査入院	必要と認められる期間
職員が自発的に無報酬で社会に貢献する活動を行う場合	年5日以内
職員の結婚	連続する7日の範囲内(実質5日以内)
女性職員の生理のため就業が著しく困難な場合	必要と認められる期間
産前産後休暇	出産予定日以前8週間から出産日後8週間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠6月まで4週間に1回、7月から9月まで2週間に1回、10月から出産まで1週間に1回、出産後1年以内に1回
女性職員が保健所、市町村等の主催する母親学級に参加する場合	在職中1回1か所所定の単位のコースを受講するのに必要な期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑のため母体の健康維持に重要な支障を被る恐れのある場合	1日1時間以内で必要と認められる期間
職員が生後1年に達しない子の育児のため	1日2回とし1日1時間以内
職員の妻の出産に伴い、入院の付き添い等のため	出産のため入院する日から出産後2週間以内の日までの間に3日以内
小学校就学前の子を養育する職員がその子を看護するため	年5日以内
忌引き	親族に依りて1日から10日
父母等の祭日	1日(死亡後15年以内に行なわれるもの)
夏季休暇	7月から9月までの間で7日以内
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく交通制限又は遮断のため	必要と認められる期間
地震、水害、火災または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において退勤途上における身体の危険回避のため必要な場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時により、現住居が滅失・損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業を必要とする場合	年7日以内
短期人間ドックを受けるため	1年度において2日以内
特別な事情により市長が認める場合	市長が承認した期間

#### (3) 無給休暇・休業

種類	制度の概要	日数等
介護休暇	配偶者又は一親等及び二親等の親族等が負傷・疾病・高齢等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため	1年度に180日以内
組合休暇	職員が任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	年30日以内
育児休業	仕事と育児の両立、調和を可能とする制度で、継続的な勤務を促進するもので、3歳未満の子どもを養育する職員が、男女を問わず取得できる休業	当該子の出産の翌日から3歳に達するまでの前日までの間において原則1回
部分休業	3歳に満たない子の育児のため1日の勤務時間の一部について勤務しない休業	勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間以内

#### 年次休暇(平均日数、消化率)

(19年)

平均日数	消化率
10日と5時間	27.1%

#### 育児休業及び部分休業

(19年度)

区分	育児休業		部分休業
	取得者数	うち両休業取得者数	取得者数
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	11人	0人	0人
計	11人	0人	0人



## 2 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

分限処分は、職員が職責を十分果たすことができない場合に公務能率を維持し、適正な運営を確保するため、職員の意に反して行なう処分です。

(19年度)

降給	降任	休職	免職
0人	0人	6人	0人

### (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の非違行為に対して制裁を与える制度で、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を追究することで、規律を保持し、秩序を維持するものです。

(19年度)

戒告	減給	停職	免職
0人	0人	0人	0人

## 3 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修

(19年度)

一般研修	実務研修	派遣研修	自主研修
244人	397人	141人	—

### (2) 勤務成績評定

職員の執務については、能力や実績などに関して定期的に勤務実績の評定を行い、その評定の結果に基づき、昇給や昇任などを行ないました。

## 4 職員の福祉及び利益保護の状況

地方公務員法は、職員の福利厚生を図る制度として、共済制度(地方公務員法第43条)、厚生制度(地方公務員法第42条)を定め、これらとは別に公務災害補償制度(地方公務員法第45条)を定めています。

### (1) 福利厚生制度の状況

#### ① 共済組合

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、千葉県市町村職員共済組合が行なっています。その費用は職員の掛金と市の負担金で賄われており、その内容は、短期給付事業(健康保険関係)、長期給付事業(厚生年金保険関係)、福祉事業(健康診査事業)などです。

#### ② 職員互助会

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生計画を樹立し、実施することが義務付けられています。本市には互助会が無いため、千葉県市町村職員互助会が、代わりに職員の保険、元気回復その他の厚生事業を行なっています。その費用は職員の掛金と市の負担金で賄われており平成19年度の公費負担額は、2,133千円でした。

### (2) 安全衛生管理の状況

職員の健康の保持増進のため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断などを行なっています。

(19年度)

健康診断等の名称	受診者数	公費負担額
定期健康診断	198	1,104,186円
成人病検診	30	373,333円
人間ドック	397	2,366,006円

### (3) 公務災害補償の状況

職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害または死亡)または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行なうことにより、被災職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがあります。

(19年度)

区分	傷病	死亡
公務災害	7件	0件
通勤災害	2件	0件

## 5 公平委員会からの報告事項

市では、ほかの地方公共団体と共同して、千葉県市町村総合事務組合の中に公平委員会を設置しています。千葉県市町村公平委員会委員長から、「勤務条件に関する措置の要求にかかる事項および不利益処分に関する不服申し立てにかかる事項について、該当する案件はなかった」との報告がありました。